

活 動

荒木会長が令和元年8月豪雨及び台風15号の被災地を訪問 ―佐賀県大町町、千葉県鋸南町、東京都大島町を訪問・激励―



末安佐賀県町村会長（右）から要望書を受け取る荒木会長（左）

全国町村会の荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）は、9月18日、令和元年8月豪雨で被害のあった佐賀県大町町を訪問した。
荒木会長は、大町町訪問に先立ち、佐賀県町村会の末安会長と面談、佐賀県内町村の被災状況について説明を受けるとともに、緊急要望書を受



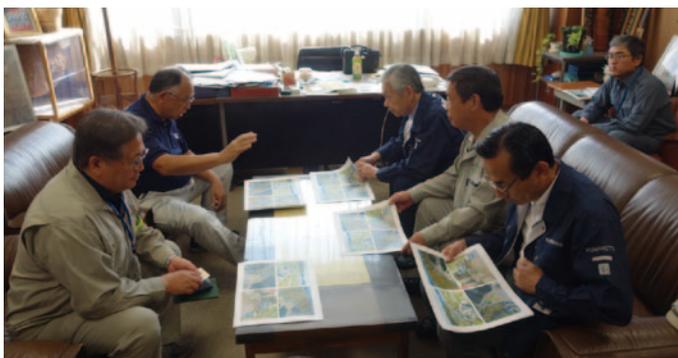
大町町 三角副町長（左から3人目）と面談する荒木会長（左手前）

け取り、今後の課題等について意見交換を行った。
その後訪問した大町町では、三角副町長と面談、被災状況について説明を受け、今後の課題等について意見交換を行うとともに、被災現場を視察した。



大町町 被災現場を視察

また、荒木会長は9月25日、台風15号による被害のあった千葉県鋸南町を訪問、9月27日、28日には同じく台風15号による被害のあった東京都大島町を訪問した。
千葉県鋸南町では、千葉県町村会の岩田会長と共に、白石鋸南町長と面談、東京都大島町では、三辻大島



鋸南町 白石町長（左奥）と面談する荒木会長（右奥）、岩田千葉県町村会長（右手前から2人目）

町長と面談、それぞれ被災状況について説明を受けたのち、被災現場を視察した。
荒木会長は、「各町村会とも連携し、国にしっかりと対応を求めていきたい。現状を踏まえて被災地の意向に沿った要望をしていきたい。」と述べた。

活 動



鋸南町 被災状況



鋸南町 被災現場を視察



大島町 被災現場を視察



大島町 三辻町長（中央）と面談する荒木会長（右奥）

交通遺児家庭に暮らしの安心を

交通遺児等育成基金が力強くバックアップします。

1980年8月の設立から交通遺児の皆さんとともに。

〈お問い合わせ・お申し込み〉

公益財団法人 交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

☎ 0120-16-3611 (基金事業)

03-3237-0158 (支援給付事業)

協力団体 / 独立行政法人 自動車事故対策機構 (本部 TEL03-5608-7560)

交通遺児育成基金事業

損害保険会社等から支払われる損害賠償金等から基金に拠出金を払い込むと、これに国庫補助金と民間援助金を加えて安全・確実に運用し、お子様の養育資金として3か月ごとにまとめて満19歳に達するまで、育成給付金を送金します。

- 加入年齢
満16歳未満の遺児が加入できます。
- 拠出金額
加入年齢により異なります。
- 給付金額
育成給付金は加入者の年齢とともに増えていきます。

交通遺児等支援給付事業

中学生以下の交通遺児または交通事故により重度の後遺障害を負われた方の子弟がいる家庭で、生計が困窮している家庭を対象にした給付事業です（貸付けではありません）。

- 越年資金
12月に2万5千円を支給します。
- 入学支度金・進学等支援金
小学校、中学校入学時に5万円を支給します。
- 進学等支援金
高校進学時又は就職時に5万円を支給します。

令和元年度 市町村長及び市町村議会議長 総務大臣表彰式挙行される



▶ 町村長代表 遠藤山形県山辺町長(右)



▲ 来賓として出席した荒木全国町村会会長



▲ 式辞を述べる長谷川総務副大臣

令和元年度市町村長及び市町村議会議長総務大臣表彰式が、10月4日、東京・永田町の全国町村会館で挙行され、市町村長として通算20年以上及び地方議会議長として通算12年以上在職し、地方自治の発展に功労のあった者41名（うち町村長14名）が表彰された。

式典は長谷川岳総務副大臣の式辞に続いて表彰式が行われ、町村長を代表して遠藤直幸山形県山辺町長に表彰状と記念品が授与された。

続いて来賓の立谷秀清全国市長会会長、松尾文則全国町村議会議長会会長から祝辞があり、最後に被表彰者代表の遠藤山形県山辺町長、谷津邦夫北海道(元)三笠市議会議長から謝辞が述べられ、式典を終了した。



▶ 表彰を受けた町村長

被表彰者氏名

※敬称略

◆ 町村長

- | | |
|-------------|-------|
| 北海道(元)京極町長 | 山崎 一雄 |
| 北海道(元)美瑛町長 | 浜田 哲 |
| 北海道 士幌町長 | 小林 康雄 |
| 北海道(元)鹿追町長 | 吉田 弘志 |
| 青森県(元)五戸町長 | 三浦 正名 |
| 青森県 南部町長 | 工藤 祐直 |
| 山形県 山辺町長 | 遠藤 直幸 |
| 福島県 会津美里町長 | 渡部 英敏 |
| 千葉県 鋸南町長 | 白石 治和 |
| 神奈川県(元)大井町長 | 間宮 恒行 |
| 福井県(元)美浜町長 | 山口治太郎 |
| 岐阜県(元)笠松町長 | 廣江 正明 |
| 山口県(元)平生町長 | 山田 健一 |
| 徳島県 つるぎ町長 | 兼西 茂 |

政 策

障害者数は、身体障害者が436.0万人、知的障害者が108.2万人、精神障害者が419.3万人と推計されている。また、大半の障害者が在宅で生活している（図1参照）。民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は53.5万人と前年より7.9%増加し、15年連続で過去最高となった。雇用者のうち、身体障害者は34.6万人（対前年比3.8%増）、知的障害者は12.1万人（同7.9%増）、精神障害者は6.7万人（同34.7%増）とい

障害者などの現状と取組

厚生労働省は、「平成30年版厚生労働白書」（平成29年度厚生労働行政年次報告）を公表した。今年度は「障害や病気など向き合い、全ての人が活躍できる社会に」がテーマ。誰もが地域で役割を發揮し居場所を持ち、「包摂（ほうせつ）」される社会を実現するための視点を提示している。

図1 障害者数

	総数	在宅者/外来患者	施設入所者/入院患者
身体障害者（児）	436.0万人	428.7万人 (98.3%)	7.3万人 (1.7%)
知的障害者（児）	108.2万人	96.2万人 (88.9%)	12.0万人 (11.1%)
精神障害者	419.3万人	389.1万人 (92.8%)	30.2万人 (7.2%)

資料：身体障害者（児）・知的障害者（児）の在宅者数は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」（2016年）
身体障害者（児）・知的障害者（児）の施設入所者数は、厚生労働省政策統括官付社会統計室「社会福祉施設等調査」（2015年）などより厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成
精神障害者数は、厚生労働省政策統括官付保健統計室「患者調査」（2017年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

図2 実雇用率と雇用されている障害者数



資料：厚生労働省職業安定局「平成30年障害者雇用状況」（2018年）
（注）1. 雇用義務のある企業（2012年までは56人以上規模、2013年から2017年までは50人以上規模、2018年以降は45.5人以上規模の企業）についての集計である。
2. 法定雇用率は2012年までは1.8%、2013年から2017年までは2.0%、2018年4月以降は2.2%となっている。
3. 2011年の実雇用率については、2010年7月に制度改正（短時間労働者の算入など）があったため、前年の数値との単純比較は適当でない。

医療技術の進歩などにより、かつては「不治の病」とされていた病気でも生存率が向上し、また病気になるにつれて治療の経過（予後）が良くなつてきており、病気を有しながらも体調や症状などに応じて自立した日常生活や社会生活を営むことが可能となつてきている。例えば、がん患者の約半数が勤務を継続している。がん治療は入院治療から通院治療にシフトしている。働きながら治療を受けられる可能性が高まっており、企業や医療機関などに対して治療と仕事の両立支援の普及を図っている。

**誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて
平成30年版厚生労働白書**

7年連続で増加した。実雇用率は1.97%、法定雇用率達成企業の割合は45.9%（同50.0%）であった（図2参照）。障害種別の職場定着状況では、身体障害者・知的障害者と比べ精神障

害者が、就職後の職場定着が困難な者が相対的に多い。
病気を有する者などの現状と取組

広範かつ継続的な医療の提供が必要とされる病気として、「がん」、「脳卒中」、「心筋梗塞等の心血管疾患」、「糖尿病」及び「精神疾患」の5疾病があげられる。人口100人当たりの患者数は、悪性新生物（がん）1.4人、脳卒中0.9人、心筋梗塞等の心血管疾患1.4人、糖尿病2.6人、うつ病やその他のこころの病気（精神疾患）2.7人となっている。

政 策

社会活動を行うのに困難を有する者の現状と取組

障害や病気といった要因以外で社会活動を行うのに困難を有する者（例えばひきこもり状態にある者等）もいる。

「ひきこもり」とは、様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭内にとどまり続けている状態を指す現象概念である。

内閣府「若者の生活に関する調査報告書」（2016年）によると、満15歳から満39歳の者のうち、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」とする「狭義のひきこもり」状態にある者は17・6万人、狭義のひきこもりに「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみだけ外出する」を加えた「広義のひきこもり」状態にある者は54・1万人いるとされる。

ひきこもりではない者の中にも、日常生活や社会参加、就労に向けて困難を有する者は多数存在し、多くは「無業者」にあてはまる。15〜39歳の若年無業者などについては、「働くこと」に悩みを有する若者の職業

的自立の実現を図るため、「地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という）」が専門的支援を行っている。

サポステ利用者の中には、いじめなどの負の学校経験を持つ者や、家族関係や心身の状態が不調である者があり、これらの者は背景として多様な就労阻害要因を有している。

生活歴や心身の状態、家族関係など多くの背景事情や課題が複雑に絡み合い、様々な困難を抱えているため、状況に応じて目指す自立の形や目標も一人ひとり異なっている。社会活動を行うのに複合的な課題を有する者が持つ背景事情や困難を一つ一つ紐解きながら、その者の目指す自立に向けて個別的・継続的支援を実施する必要がある。

自立支援に関する国民の意識調査

調査では、属性による意識の差を分析するため、①障害や病気を有する者（障害・有病者）、②身近に障害や病気を有する者がいる者（身近にいる者）、③その他の者の3類型に分類した。

地域や職場で障害や病気で困っている者がいたら助けたいかという問いに対し、「積極的に助けたい」及

図3 地域や職場で障害や病気で困っている者がいたら助けたいか

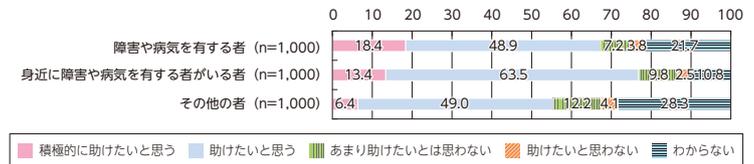
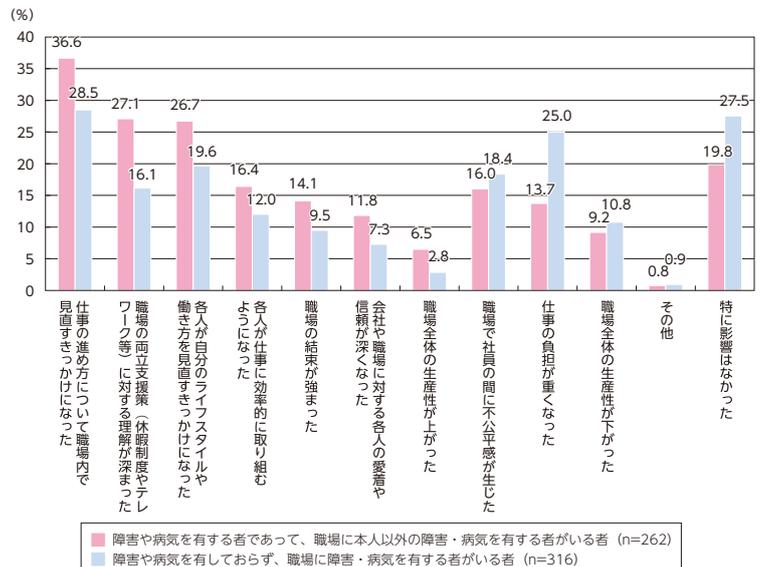


図4 障害や病気を有する者が職場にいる場合の影響



資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「自立支援に関する意識調査」（2018年）

び「助けたい」と思う者の割合は、②身近に障害や病気を有する者がいる者では76・9%と最も高い（図3参照）。いずれの類型においても、助けたいと思う理由は「困っているときはお互い様という気持ちから」「助けようと思わない理由は「自分にとって負担になるような気がするから」が最も多くなっている。

過去1年間に実際に助けた経験がない者が多い。地域や職場で障害や病気を有して困っている人がいたら「積極的に助けたいと思う」及び「助けたいと思う」と回答した者のうち、過去1年以内に困っている者を助けた経験がないと回答した者に対して、その理由を尋ねたところ、いずれの類型においても「障害や病気を抱えて困っている人に出会う機会がないから」が最多となっている。助けたいとい

政 策

う思いを地域での支援につなげていくためには、支援を受けたい者とのマッチングや障害者などの支援マーカーの普及・認知度の向上などが必要となる。

職場に障害や病気を有する者がいると回答した者に対し、職場への影響を尋ねたところ、どの類型においても障害や病気を有する者が職場にいることで「仕事の進め方について職場内で見直すきっかけになった」が最多となっている（図4参照）。多様性のある包摂的な職場環境を作るためには、仕事の分担の見直しや負担を集中させないなどの工夫が必要となる。

就労や社会参加支援のポイント

企業・支援団体などが取り組んでいる障害者雇用・障害者就労支援、治療と仕事の両立支援・健康づくり、社会活動を行うのに困難を有する者などへの支援が、なぜ効果的に行われているのかを分析した。共通する取組のポイントは、「理解・意識改革」、「体制整備・働き方の見直し」、「連携」、「相談体制」の4点である。「理解・意識改革」としては、取組を始めることや多様性の尊重を組織のトップが基本方針として明示す

るとともに、研修や広報で関係制度などを周知し、意識改革を図っていくことが重要である。さらに、本人の自尊心を尊重しつつ、社会参加や就労の意欲を高めるための工夫を行うっていくことが必要となる。

「体制整備・働き方の見直し」としては、障害者の職務の切り出しや環境整備を行うこと、在宅勤務制度・傷病休暇制度・ワークライフバランスや治療と仕事の両立支援の手順などのルールを明確化すること、健康づくりのインセンティブ付与の仕組みを整えること、社会活動を行うのに困難を有する者が着実にステップアップを図ることができる仕組みを整備することが必要である。

「連携」としては、障害者雇用などについて、支援機関との連携が不可欠であり、治療と仕事の両立支援では、主治医、産業医などと情報共有することが大切。健康づくりを進める上では保険者と事業主が連携する「ラボヘルス」の取組が求められる。さらに、全ての取組について、地域社会と連携を図り「地域へつなげていく」ことが望まれる。「相談体制」としては、障害者雇用において、就業上の不安のみならず、生活上の不安についても、相談を随時受け付ける体制を整え、質問

に対してフォローしていくことが、当事者の職場定着や職場復帰が円滑に進む鍵となる。

全ての人が活躍できる社会とは

2016（平成28）年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、少子高齢化という構造的な課題に取り組み、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが包摂され活躍できる社会「一億総活躍社会」の実現を目指すとした。

一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジが、働き方改革である。働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指している。

「全ての人が活躍できる社会」とはどのような社会なのか。

障害や病気を有する者や社会活動を行うのに困難を有する者などの本人に対しては、早期・積極的な対象者の把握、関係機関の連携・協働による就労支援、治療と仕事の両立支援の推進、段階的自立に向けた包括

的・継続的支援といった取組が必要である。

身近にいる者に対する取組では、職場での意識改革や受け入れ体制の整備などを進めるため、好事例の収集・分析・展開などの実施、複雑化・多様化したニーズに対応した包括的な支援体制の整備が必要である。その他の者に対する取組では、誰もが支え・支えられる地域共生社会の実現に向けた地域づくりの取組の強化、支援施策の周知が必要である。

就労継続や社会参加など様々な選択肢を用意し、それを支える仕組みを構築していくことが重要である。地域住民が「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合い、また行政・関係機関などと連携・共働すること、多様性が尊重され包摂される地域共生社会、ひいては全ての人が安心して暮らせる社会が実現される。

◎ 町村週報で購読のご案内 ◎

「町村週報」を毎月（自宅や職場にお届けいたします。ご購入を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール（kouhou@zck.or.jp）にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。

★年間購読料1、500円（送料込み）

★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

現地レポート 町村独自のまちづくり

津和野城跡から見下ろした城下町。秋、雲海が晴れると街なみが現れる。



ゆつくり街歩き、本当の津和野の魅力を伝えたい。
地域の文化歴史資源を活用した滞在型観光まちづくり

島根県

津和野町

津和野町の概要

津和野町は島根県の最西端に位置し、県境で山口県に接しています。島根県庁の所在地である松江市までは200kmで、SLやまぐち号が走るJR山口線、山陰の幹線道である国道9号線と岩国に繋がる国道187号線が交差し、古くから山陰と山陽をつなぐ交通の要所として栄えました。

面積は約307km²、東京23区の約半分と広く、総面積の91%を山林が占め、令和元年7月末現在の人口は7,333人、世帯数は3,506世帯（住民基本台帳）となっています。

平成17年、旧津和野町と旧日原町が合併し、新津和野町となりました。津和野地区は津和野城跡から望む中心部に城下町の風情を色濃く残し、文豪森鷗外や思想家西周など明治維新を支え

た先人を数多く輩出した、歴史と文化が香る「山陰の小京都」として有名です。観光客入込数としては昭和54年に150万人を超えたときをピークに、



清流高津川の天然鮎かけ

フォーラム

その後減少に転じましたが、今でも90万人の観光客が訪れる県西部最大の観光地です。

日原地区は古くから天領として栄え、一級河川水質日本一に6度輝いた清流高津川が流れており、良質な天然鮎やツガニ漁も盛んで、ミシユランガイド東京の一つ星を獲得したこともある料亭の本店も拠点構えています。また、ブナの原生林が広がる島根県内最高峰、安蔵寺山の水系を中心にわさび、タラの芽など山菜の栽培も行われ、天然のイノシシ肉など山川の恵みも数多い自然豊かな地域です。

日本遺産第一号認定

「津和野今昔〜百景図を歩く〜」

「地域の文化歴史資源を活用した滞在型観光まちづくり」という観点から述べますと、最近では平成27年4月、文化庁が新たに制定した「日本遺産」制度の第一号認定18地区のひとつとして、本町の「津和野今昔〜百景図を歩く〜」が認定されたことがあげられます。日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを評価するものです。

「津和野今昔〜百景図を歩く〜」は、幕末の津和野藩の風景等を記録した絵図「津和野百景図」にある藩内の名所、自然、伝統、芸能、風俗、人情など、絵画と解説100枚から物語が始まります。明治以降、不断の努力により町

◀津和野百景図「十七 祇園會鷺舞」江戸末期の様子(上)、現在の様子(下)



民が開発から街の風情を守るとともに、新しい風潮に流されることなく、古き良き伝統を継承してきたこと。さらに、百景図に描かれた当時と現在の様子を対比させつつ、往時の息吹を感じ、街並みを散策できるストーリーを評価していただきました。これは、決して百景図、そのものが日本遺産ではないということなのです。しかし、その一方で日本遺産の認定は単純に前述のストーリーだけではなく、甚だ手前味噌ですが、戦略的に積み上げてきた町の取組があつてこそ実

現したといえます。

文化歴史資源を多層的に活用する体制の構築

まず、町教育委員会では平成20年から、道ばたの地蔵に至るまで「テータを蓄積させた文化財の総合的把握を行い、平成22年、「津和野町歴史文化基本構想」を策定しました。続いて平成25年、津和野地区の貴重な城下町の街並みを面的に保存整備活用する計画として、「津和野町歴史的風致維持向上計画」の認定を受けました。現在、日

民間から起こった空き家対策の動き

本遺産の認定には、歴史文化基本構想もしくは歴史的風致維持向上計画の策定が必須条件となっています。同じく平成25年、城下町津和野、橋北地区において、歴史的な街並みを保存すべく、「重要伝統的建造物群保存地区」の選定を受けました。このように様々な計画策定により多層的に整備を行う体制を整え、歴史的建築物を保存活用できることとなりました。

この気運はやがて民間からも起こることとなり、平成22年、町商工観光課に対して若手商工業者有志から「空き家の増加、老朽家屋の倒壊について対策を講じたい」との協働の打診がありました。その後、京都の建築コンサルタントを交えて、ワークショップなど検討を進め、平成24年2月、官民協働による「津和野町まちなか再生推進協議会」が発足することとなります。同協議会の活動は「空き家等を活用することで、観光等に資する施設を整備すること。また、体感プログラムを商品化することで、観光客が町内を回遊し、長時間の滞在を目指し、観光サービスの運営体制を確立すること」を目

◀町家ステイ戎丁改修前(右)、改修後(左)



的としました。

本町の観光における弱点は、まさに今も昔もこの滞在時間の短い通過型観光であるということなのです。中堅旅館等の廃業や労働力不足による自主規制など宿泊可能総量の減少もあり、全町では年間100万人を超える観光入込客がありながら、宿泊客数は3万4千人弱であるという数字が、それを如実に表しています。

そこで、まず取り組んだのは、空き家を改修整備し、観光客に1棟貸しする新たな宿泊システム、町家ステイの具体化でした。候補物件を探す空き家調査、さらには新聞折込み等による公募を行い、複数の候補物件を選定、同協議会の中で活用案を議論しました。しかし、私有財産に公的資金を投入する上での貸借条件、宿泊業者との調整、物件に関する所有者、周辺住民の思い入れなど議論は長期に及び、時には地域の反発もあり、計画が頓挫した物件もあります。

(一社)町観光協会が運営する町家ステイ

第一号物件は社会資本整備総合交付金の空家再生事業を活用し、平成25年に改修工事に着手。しかし、昨年制定された民泊新法の議論に先んじた、住宅の一棟貸しと旅館法との解釈に相違が生じたため、関係機関と協議し、追加修正を行う必要もありました。そんな

な紆余曲折を経て、第一号の「町家ステイ戎丁(えびすちよう)・・・5名定員」は平成27年2月にオープンする運びとなったのです。

開業に向けては、指定管理者を町観光協会へ委託することで利益を広く観光振興に活用すること、旅館法の簡易宿所の認可を受けること、泊食分離を原則とし町内飲食業への波及効果を狙い、かつ宿泊料を高価格帯に設定することで、既存の宿泊業者とはかぶらない、新たな顧客層の発掘を目指しました。



▶町家ステイ上新丁 居間から庭の風景

平成28年には第2号物件「町家ステイ上新丁(かみしんちよう)・・・10名定員」がオープンし、現在2棟の運営を行っています。高価格帯ながら、とても古い住居とは思えないハイスペックなモダン和風テイストと、スタッフのきめ細かな対応もあり、最近ではリピーターも増えてきました。間接的経費を含めると利益が生まれるまでには至りませんが、平成30年度実績で宿泊者数328名、2年連続前年度比150%を超える増加となり、津和野旅館組合にも加入するなど観光協会事業収入の一角を占めるまでになりました。

空き家活用と図書館移転による賑わい創出拠点「かわべ」

その後の取組として同協議会から派生した官民協同組織により、平成26年より日原地区の中心商店街に賑わいを取り戻すため、古民家母屋・蔵3棟を改修した多目的施設と図書館・カフェ棟の移設・新築による拠点エリアの構想がスタートしました。町家ステイと同様に社会資本整備総合交付金の空き家再生事業を活用し、さらに地方創生推進交付金事業、農山漁村振興交付金の農泊推進対策事業、過疎債など事業実施に導入しています。

こうして、本年9月1日、清流高津川に隣接した日原にぎわい創出拠点「かわべ」は本格的なオープンを迎えることとなります。観光地である津和

フォーラム

▶「かわべ」プレオープン イベント
高津川ミズベリング



また本町の歴史遺産の一つであるこ

文化歴史資源を活用し
通過型観光からの脱却

野地区とは異なり、地域住民を中心とした日常的な活用と幹線国道からも展望の効く地の利を生かしたイベント等の非日常的な活用により、域外との人的・経済的な交流を目指した運用を考えています。現在、城下町「津和野地区」と天領「日原地区」、さらにもう一つの天領「畑迫地区」を繋ぐ観光プランを創るため、実証実験、サイン整備も継続的に進行中です。

女峠はキリシタンの殉教の地として有名であり、毎年5月、津和野カトリック教会の信者が中心となって「乙女峠まつり」を開催し、全国の信者などたくさんの方々が訪れます。このたび、乙女峠において明治政府による改宗政策の弾圧により殉教した37名の信者に関して、信仰の高さとその聖性を認め、パチカン市国にあるローマ教皇庁より列福・列聖調査の開始許可がおりました。今後、調査と審査を経て、認定が確実視される中、正式に決定すると、津和野がカトリック教による「聖地」の一つとして世界に認知されることとなります。認知された後は、全世界から多くの信者が巡礼の旅に來町されることが予想されるため、インバウンド対応のインフラ整備やおもてなしの向上がさらに必要となっております。

このように地域の文化資源を活用した滞在型観光に取り組みべく、宿泊機能の向上や日本遺産を核とし、日本遺産コンシエルジュ・ガイドの育成、四季折々の様々なまち歩きプラン、体験プランの開発も急がねばなりません。こうして、津和野町観光の弱点である滞在時間の短さ、通過型観光を克服し、ゆっくり滞在

▶キリシタンの歴史遺産「乙女峠」が世界的な聖地に・・・



津和野の魅力伝えていきたいと考えています。

津和野町長 下森 博之

参考

- ・津和野町日本遺産HP
(<https://tsuwano100.net/facility/>)
- ・(一社)津和野町観光協会町家ステイHP
(<http://tsuwano-stay.jp/>)
- ・日原(ぎわ)創出拠点かわべHP
(<https://nichiharakawabe.jp/about/>)

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間: 祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが団体契約を締結し、実施しているものです。
- 団体としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

SJNK17-16682(2017.12.28作成)

国 政 情 報

◎マイナンバーカード普及へスケジュールを決定―政府

政府のデジタル・ガバメント閣僚会議は9月3日、マイナンバーカードの想定交付枚数などを示した全体スケジュールを決めた。交付枚数実現のため、全市町村に「交付円滑化計画」の策定を要請する。想定枚数では、マイナンバーカード活用の消費活性化策で2020年7月末に3,000万、4,000枚、同カードの健康保険証利用の運用開始で21年3月末には6,000万、7,000万枚とし、23年3月末にはほとんどの住民がカードを保有との想定を示した。市町村が策定する「交付円滑化計画」には、各市町村が「交付枚数の想定」を記載。そのための体制整備として本庁・支所等ごとの窓口数・職員配置数・土曜や夜間開庁の予定なども示すとした。

併せて、国家公務員と地方公務員は今年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進する。このため、都道府県・市町村の共済支部・人事課が職場単位で申請をとりまとめるなどカード取得状況を把握しながら申請勧奨するとして、石田真敏総務相は同日の記者会見で「具体的な策定要領等を各自治体に示し、定期的なフォローアップを行いながら市町村の取組を支援する」と述べた。なお、同カードの交付枚数(今年9月)は1,783万枚(人口比14%)にとどまっている。

◎首長等の損害賠償免責で基準案を公表―総務省

総務省は9月5日、改正地方自治法の施行に伴う首長等の損害賠償責任の免責基準案を公表した。意見募集を経て政令を改正、

2020年4月1日から施行する。同法改正では首長や職員等の損害賠償責任について、善悪かつ重大な過失がない場合は政令で定める基準を参酌して一定額を免除できることを各自治体が条例で定めることができる。併せて、地方議会が損害賠償の権利放棄を議決する場合は事前に監査委員の意見を聞くこととされた。今回、その免責の基準案を示したもので、具体的には、上限額を①首長は給与の6年分②副知事や副市町村長・教育長・選挙管理委員会委員・監査委員等は同4年分③人事委員会委員・農業委員会委員・消防長・地方公営企業の管理者等は同2年分④職員は1年分とした。また、職責にかかわらず最低限を同1年分とした。各自治体は、この基準内で条例化する。併せて、首長に同免責があった場合は議会に報告・公表することも求めた。

住民訴訟制度の見直しは、第31次地方制度調査会答申(16年3月)が、相次ぐ巨額な損害賠償が首長や職員を萎縮させるほか国家賠償法との不均衡がある、議会による損害賠償請求権放棄が政治的状況で左右されることとしてその見直しを提言していた。

◎食料・農業・農村基本計画の変更を諮問―農林水産省

農林水産省は9月6日、食料・農業・農村政策審議会に食料・農業・農村基本計画の変更を諮問した。同計画は、政府が中長期的に取り組む食料・農業・農村に関する方針で、5年ごとに変更。同審議会では、目標4%としている食料需給率(カロリーベース・2018年の実態37%)の見直しや6次産業化、担い手、農村振興、中山間対策、耕作放棄地対策などを幅広く検討。

来年3月にも答申する。また、同省は9月17日、2050年度の世界の食料需給見通しを発表した。国際的な食料需給は、低所得国の経済発展・人口増加で需要量が増大する一方、地球規模の気候変動などから中長期的に通達が懸念されている。このため、超長期食料需給予測システムで10〜50年の需給を推測した。その結果、50年の食料需量は58億トンと10年の1.7倍に増加、特に低所得国では2.7倍に増える。これに対し、世界の生産量も増加し穀物は同1.7倍、油糧種子は同1.6倍に増加すると予測した。

一方、農水省は9月27日、豚コレラの蔓延防止のため予防的ワクチン接種の防疫指針改定案を公表した。ワクチン接種推奨地域に埼玉、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀の9県を挙げた。また、ワクチン接種地域から他の地域への生きた豚の移動は規制する。

◎統計から見た我が国の高齢者を発表―総務省

総務省は9月15日、我が国の高齢者人口と就業状況を発表した。総人口(2019年9月15日)が前年より26万人減少する中、65歳以上高齢者は同32万人増加し3,588万人と過去最多を記録。その割合も28.4%と過去最高となった。うち70歳以上は2,715万人(総人口の21.5%)、80歳以上は1,125万人(同8.9%)。また、高齢就業者は15年連続して増加し862万人と過去最多となった。就業率18年は男性33%、女性17%で7年連続上昇。年齢階層別では65〜69歳が47%、70〜74歳が30%、75歳以上も10%となっている。各産業に占める高齢就業者の割合は農業・林業が51%で最も高く、次いで不動産業・物品賃貸業25%、サービス業22%などとなっている。なお、雇用形態では非正規が76%

だった。一方、厚生労働省は9月13日、100歳以上高齢者数を発表した。全国の100歳以上高齢者は7万1,274人で、前年より1,489人増えた。うち男性が8,464人、女性が6万2,810人。また、人口10万人当たり100歳高齢者は56.37人。うち、島根県が105.15人で最も多く、次いで高知県101.42人、鹿児島県100.87人が続く。

◎全世代型社会保障実現へ検討会議を発足―政府

政府は9月20日、全世代型社会保障検討会議の初会合を開催した。首相を議長に財務、厚生労働、総務など関係閣僚と有識者が構成。会合で安倍晋三首相は「年金、医療、介護、労働など社会保障全般にわたる持続可能な改革を検討する」と述べた。年末にかけて年金制度や高齢者の就労促進など、来年から医療・介護などを審議し、夏にも最終報告をまとめる。また、政府税制調査会は9月26日、中長期的な税制のあり方を示す答申をまとめた。人口減少・少子高齢化に対応した社会保障制度と財政を持続可能なものとするため「消費税の役割が一層重要になる」と強調。併せて、地方消費税など偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系構築の必要性も強調した。

一方、厚生労働省は9月3日、体罰等によらない子育て推進検討会を発足させた。昨今の児童虐待による死亡事案の増加に対応するため今年6月に改正児童福祉法が成立。虐待防止対策の抜本的強化が盛り込まれたことを受けて、体罰禁止の考え方や体罰の範囲、さらに体罰によらない子育て推進方策などを検討。年内にもガイドラインをとりまとめる。

(ジャーナリスト 井田 正夫)

情報

季節に拾う・新歳時記(10月)

小牧規子(ジャーナリスト)

豆腐

大豆をすりつぶし、その液ににがりなどの凝固剤を加えて固めた食品。年中出回るものだが、10月ごろから収穫される新大豆で作ったものを新豆腐と言う。

豆腐は中国・前漢の淮南王劉安(わなんのりゅうあん)が創作したと言われている。日本へは奈良時代に伝わったとされ、室町時代には全国に浸透、庶民の食べ物として広まったのは江戸時代。天明期には、100種類の豆腐料理のレシピを紹介した『豆腐百珍』がベストセラーになった。なめらかな絹ごしと水分をしっかり切って固めた木綿がある。冷や奴、湯豆腐、揚げ出し豆腐……。加工品では、揚げ、がんもどき、焼き豆腐なども。たんぱく質に富み、消化が良く、新大豆で作った新豆腐は、とりわけ滋味深い。

鉄道

1872年10月14日(旧暦9月12日)、新橋―横浜間に日本で最初の鉄道が開業。世界初の鉄道を開通させたイギリスの技術を導入しての開業だった。開業時の時速は32kmほど。徒歩か、馬が移動手段だった人々にとっても、蒸気機関車のスピードは画期的だったに違いない。

2年後には大阪―神戸間が開通し、

1889年には東海道線が全線開通。1904年には電車が登場した。鉄道の開業で人と物の移動が格段に速くなり、大量輸送が可能となった。

しかし1960年代以降、車社会の到来で、物流の主流はトラックが担うようになった。赤字ローカル線の廃線が相次ぐ一方、新幹線網の整備が進み、時速300kmを超える車両も登場している。

吉田松陰

江戸時代の終わり、長州藩(現・山口県)の下級武士の杉家に生まれ、山鹿流兵学師範として藩主に仕えた吉田家を継いだ。勉学に励み、11歳で藩主、毛利敬親の前で講義を行った他、全国を遊学して回った。

1854年、伊豆・下田沖に停泊中のアメリカの軍艦に乗り込んで海外渡航を企てたが失敗。萩に送り返され、「野山獄」に投獄された。1857年に獄から出て、自宅敷地内に松下村塾を開いた。塾では、儒学、兵学、史学など幅広く教えた。その後、再び捕らえられ、1859年10月27日、「安政の大獄」により江戸で刑死。29歳だった。塾からは、高杉晋作、久坂玄瑞、伊藤博文ら倒幕、明治維新の立役者を多数輩出した。

(独) 国立青少年教育振興機構の貧困対策 《学生サポーターの紹介》

国立青少年教育振興機構は、我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、青少年をめぐる様々な課題へ対応するため、青少年に対し教育的な観点から、より総合的・体系的な一貫性のある体験活動等の機会や場を提供するとともに、青少年教育指導者の養成及び資質向上、青少年教育に関する調査及び研究、関係機関・団体等との連携促進、青少年教育団体が行う活動に対する助成を行い、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目指しています。

1. 教育事業
青少年及び青少年教育指導者等を対象とする教育事業の実施

- 青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発
- グローバル人材の育成を見据えた国際事業の推進
- 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上
- 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発
 - ・「体験の風をおこそう」運動
 - ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動 等
- 子供の貧困対策

2. 研修支援
青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

- 研修目的の達成に向けた教育指導・助言
- 活動プログラムの提供

国立青少年教育施設

近畿	関東・甲信信	北海道
● 豊前青少年自然の家	● オリンピック記念青少年総合センター	● 大宮青少年交流の家
● 淡路青少年交流の家	● 岩手山	● 日高青少年自然の家
中国・四国	● 岩手山	東北
● 吉備青少年自然の家	● 三笠青少年交流の家	● 岩手山
● 三笠青少年交流の家	● 信州高遠	● 青少年交流の家
● 江田島	● 青少年自然の家	● 花山青少年自然の家
● 山口緑地	● 大洲青少年交流の家	● 磐梯青少年交流の家
● 大洲青少年交流の家	● 室戸青少年自然の家	● 磐梯青少年交流の家
● 室戸青少年自然の家	九州・沖縄	● 那須甲子青少年自然の家
北陸・東海	● 那須高原	
● 立山青少年自然の家	● 青少年自然の家	
● 能登青少年交流の家	● 那須高原	
● 若狭湾	● 青少年自然の家	
● 青少年自然の家	● 那須高原	
● 中央青少年交流の家	● 那須高原	
● 東証青少年交流の家	● 那須高原	

学生サポーター制度の概要

児童養護施設や母子生活支援施設出身の学生を「学生サポーター」として国立青少年教育施設に配置。学生サポーターは教育事業の支援等を業務として行う。機構は業務に対する報酬として毎月定額を支給。

学生サポーター
(児童養護施設出身の学生等)

業務内容:

- ◆ 研修支援・教育事業の支援・補助等
- ◆ 報酬(月額10万円)
- ◆ 生活支援 自立支援
- ◆ 指導者養成 体験活動の推進
- ◆ 社会的経験の蓄積・自己有用感の醸成 社会性や自己肯定感の向上

◆ 募集対象:

- ① 児童養護施設又は母子生活支援施設に在籍しており、次年度高等教育機関(大学、短大、高专(第4学年又は第5学年)、専門学校)に進学を予定している高校生等
- ② 上記施設出身で高等教育機関に在籍する学生

◆ 業務時間: 年間800時間程度 ※ 授業等との両立のため、400、600時間可也。

◆ 業務場所: 国立青少年教育施設(全国28施設)

◆ 報酬: 月額10万円×12か月 ※ 業務時間数により縮減。交通費は別途実費支給。

◆ 2020年度学生サポーター募集期間: 2019年10月15日(火)～11月29日(金)

お問い合わせ先

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1
 TEL: 03-6407-7731 FAX: 03-6407-7629
<http://www.niye.go.jp/>
 国立青少年教育振興機構 総務企画部総務企画課(学生サポーター)担当
 (平日9時～17時45分)

随 想

生坂村は、縄文・弥生時代から人々の営みが続いており、江戸時代から明治中期までは、煙草産業により非常に栄えました。その後、明治末期頃から昭和50年代までは養蚕が村の基幹産業でした。さらに昭和60年代には、巨峰産地づくりが開始され、「山清路巨峰」のブランドを確立させ、現在は、ナガノパープル・シャインマスカット・クイーンルージュなど「イクサカラット」のブランド



化を進めています。

昭和32年3月31日に町村合併促進法により誕生した生坂村は、人口1,800人ほどの小さな村ですが、平成の合併はせずに自立の道を歩んでおります。

当村は、犀龍小太郎が巨岩を砕いたと伝えられる溪谷美の山清路、清き流れの犀川の水辺と雄大な大城・京ヶ倉の山並み、木々のぬくもりを感じる高津屋森林公園、大空へいざなうスカイスポーツ公園などの里山が織りなす山紫水明の豊かな自然に恵まれています。

また、村を見守ってきた赤地蔵・金戸山百体観音、数百年の生命を紡いできた乳房イチョウと観音堂などの歴史・文化遺産の財産を背景にし、先人が守り育んできた自然・伝統との共生の精神を受け継ぎながら、人とのふれあいを大切に心豊かな暮らしを営んでいます。

現在、子育て支援センターは、村内全ての子ども等に対し必要な支援に関わる業務全般について、他機関との連携を図りながら、中核となって継続的なソーシャルワーク業務を行っており、3歳児以上の保育料無償化の先行実施に伴い、給食材料費の無償化と、北海道標津町との交流学習、結婚祝金・出産祝金・入学祝金の贈

呈、小中学校の給食費の無償化などにより、次代を担う子供達への子育て支援と教育の充実に努めています。

健康な暮らしの継続と福祉の充実のために、保健師や管理栄養士による保健指導を積極的に行い、特定健診・特定保健指導の受診及び健康維持の啓発を強化し、認知症初期集中支援、高齢者のフレイル予防事業などの充実対応とともに、有償援助サービス「もりびと」を本格稼働し、村民相互の支え合いによる地域づくりを進め健康長寿を目指しています。

「道の駅 いくさかの郷」は、日本ですべて「ハンガリー村」として開村し、ハンガリーの紹介、ワインなど名産品とお料理の提供をしております、また、農業公社のかあさん家は、生坂村産の原材料を多く使用して、灰焼きおやき、おまんじゅう、おにかけ、かあさん豆腐、巨峰ジュースなど、生坂村ならではの郷土食や加工食品の提供などで、当施設でないとも味えないオンラインワンの運営を行っています。

基幹産業である農業振興のために、「県営中山間総合整備事業」によりブドウ畑への圃場整備を行い、新規就農研修制度では、ブドウ栽培の担い手の育成により、新規就農者の移住定住にも結びついています。

「暮らしを楽しむセミナー」では、「信州ひすいそば」の栽培と新そばを味わう会の開催などの活動をされている「おじさま倶楽部」と、信州の味コンクールで知事賞を受賞された「女・人輝きクラブ」、その他にも「お母さん頑張る会」「お父さん頑張る会」「ハチクの会」など、多くの団体が色々な活動を通して、村内外に素晴らしい情報発信をしていることで、村の活性化に大変貢献していただいております、村民の皆様生きがいづくりにもつながっています。

ホームタウンとなった松本山雅FCとの様々な連携により、当村のPRや村民の皆様の健康づくりやスポーツ交流事業等を行っています。また、各種懇談会や子育て支援、健康づくりなどに付与するポイント制度、若者定住促進住宅の建設、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金など、人口減少対策と地域づくりに取り組むことで、安全安心な生活と地域・村の活性化を目指し、オール生坂で村政運営を進めています。そして、村民の皆さんとの対話を重視し、村民が主役の村政運営を心がけ、山紫水明の豊かな自然、先人が築かれた伝統文化を守り育てるために、更なる村民の皆様との協働による村づくりを継続しております。

さまざまな「集いの場」を 演出いたします

東京でのイベントに最適な
絶好のロケーションを誇る全国町村会館。
かけがえのないひとときを、
上質なサービスでおもてなしいたします。

県人会など同郷者の集い、
同窓会、親睦会などの懇談会

観光PR、移住セミナー
職員採用試験などの説明会

職員旅行・家族旅行

広さと設備が多様な大ホールと、3つの
会議室がございます。
会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用
いただけます。



和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、
会議室・宴会場のほかに、
ふたつのレストランもございます。
お気軽にお立ち寄りください。



カジュアルレストラン「ペルラン」



和食処「さいかち」

客室のイメージ	SINGLE ROOM シングル 119室	DOUBLE ROOM ダブル 12室	TWIN ROOM ツイン 18室

和室もございますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。)
※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。



ご予約・お問い合わせ

全国町村会館
TEL.03(3581)0471
FAX.03(3581)0220
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号
ホームページアドレス <http://www.zck.or.jp/kaikan>

- 全国町村会館へのアクセス
- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
 - ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
 - ・タクシー東京駅から約20分

